

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月	直近の更新年月
南会津町	下山／南郷	令和3年3月	

### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	24.5 ha
②地区内の農業振興地域の農用地面積	20.1 ha
③アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	15.8 ha
④地区内において70才以上の農業者の耕作面積の合計	9.1 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.2 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	6.8 ha
⑤地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1 ha
(備考)	

注1:④の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:⑤の面積は、下記の(参考)中心経営体の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害対策、災害対策等に関するデータとして記載ください。

注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

### 2 対象地区の課題

- ・中心経営体が引き受ける意向のある農地の面積よりも、70歳以上で後継者が決まっていない農業者の耕作面積が 8ha以上多くあるため、新たな農地の受け手が必要。
- ・現在耕作している集落内の農家が全員60歳以上なので、今後、急激な耕作者の減少により、中心経営体への負担が予想される。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地域内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地区の農地利用については引き受け意向のある中心経営体へ優先して集約しつつ、新規就農者や地区外の認定農業者と相談しながら受け入れ体制を整えていく。

どうしても受け入れできない農地は行政やJAが耕作管理することを要求していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

#### 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

##### ○作物に関する取組方針

水稲とトマトを中心に耕作し、Iターンなどで移住してくる新規就農者向けの空き家及び農地を確保し、耕作者の若返りを図る。

##### ○鳥獣被害防止対策への取組方針

イノシシ等の侵入経路に罾を設置し、収穫期には匂いの付いたロープを使って農地を守る。

地区の環境保全会と対策を協議し、連携して活動を行う。

##### ○災害対策への取組方針

伊南川からの取り入れ口に土砂がたまるので県へ撤去要望を出す。

濁水については揚水ポンプの使用などではなく、井戸を掘るなどの長期的な対策を検討する。